

和泉市男女共同参画推進講師派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、事業者、事業者団体、財団法人、社団法人等（以下「事業者等」という。）が実施する男女共同参画を推進するための研修等に対し、和泉市が講師を派遣することにより、事業者等の男女共同参画活動を促進し、男女共同参画の推進を図ることを目的とする。

(派遣対象)

第2条 講師派遣の対象となる研修等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 和泉市内に事業所を有する事業者等が実施するものであること。
- (2) 原則として20人以上の従業者等を対象として和泉市内で行うものであること。
- (3) 講師の講演時間は、概ね1時間以上であること。
- (4) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的としないものであること。
- (5) 市又は市に準ずる団体等からの補助又は委託を受けていないものであること。

(研修内容)

第3条 講師派遣の対象となる研修等の内容は、次に掲げるものとする。ただし、国及び地方公共団体が主催するものを除く。

- (1) 各種ハラスメント
- (2) ダイバーシティ・マネジメント
- (3) 女性の活躍推進（配置、育成、教育訓練）
- (4) 男女がともに働きやすい職場環境づくり（ワーク・ライフ・バランス）
- (5) 仕事と家庭（家事、育児、介護）の両立支援
- (6) 前各号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関するもの

(対象経費)

第4条 研修等の開催に要する経費のうち、講師への謝金及び旅費については市が負担し、その他の経費については事業者等の負担とする。

(派遣の申請)

第5条 講師の派遣を受けようとする事業者等は、和泉市男女共同参画推進講師派遣申請書（様式第1号）を、市長に提出しなければならない。

- 2 申請の受付は、原則1年度につき3団体までとし、派遣回数は1年度につき1回とする。

(派遣の決定等)

第6条 前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、市長は和泉市男女共同参画推進講師派遣決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項により講師の派遣を決定したときは、適切な講演・助言ができる講

師を選定し、当該講師に和泉市男女共同参画推進講師派遣依頼書（様式第3号）により、講師依頼を行うものとする。

（派遣の決定の取消）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、派遣の決定を取消することができる。

- (1) 研修会等の開催を中止したとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 和泉市男女共同参画推進講師派遣申請書（様式第1号）の内容に虚偽の記載が認められたとき。

2 市長は、前項の規定により講師派遣の決定を取消したときは、申請者に対し、和泉市男女共同参画推進講師派遣取消決定通知書（様式第4号）、講師に対し、和泉市男女共同参画推進講師派遣依頼取消決定通知書（様式第5号）によりその旨を通知するものとする。

（事業実施）

第8条 市は、事業を実施する事業者等の準備した会場に講師を派遣して研修等の実施を支援し、実施事業者は、講師の手配以外の研修等運営、会場準備、資料作成、実習の手配等を行うものとする。

（実施報告）

第9条 講師の派遣を受けた実施事業者は、当該派遣を受けた研修等を実施した日から15日以内に和泉市男女共同参画推進講師派遣実施結果報告書（様式第6号）を市長に提出するとともに、和泉市男女共同参画推進講師派遣事業アンケート（様式第7号）を実施し、その結果を併せて提出しなければならない。

（講師謝礼）

第10条 市長は、第6条の規定による決定に基づき講師を派遣したときは、当該講師に対して謝礼を支払うものとする。

（講師謝礼の返還）

第11条 市長は、講師派遣を受けた申請者が偽りその他不正の申請に基づき派遣の決定を受け、本事業の目的以外に講師を利用したときは、講師謝礼の全部又は一部を取消することができる。

（講師派遣事業の特例）

第12条 災害その他の理由により研修の開催が困難な時は、男女共同参画施策の推進に関するもので、市が認めた事業は、本要綱のとおり申請できるものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成31年4月23日）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（令和2年8月26日）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（令和3年5月28日）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。